庄原市の国民健康保険に加入されている方へのお知らせ

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」が、原則、不要になりました！

令和５年４月から、全ての医療機関・薬局で、マイナンバーカードを保険証として利用できる「オンライン資格確認システム」の導入が原則、義務づけられました。

「オンライン資格確認システム」を導入した医療機関・薬局では、「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」がなくても、**資格確認書*の提示のみで**、窓口での支払いを高額療養費の自己負担限度額までに軽減できます。

※システムの準備ができた医療機関・薬局では、「マイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）」または「資格確認書」を提示し、本人同意の手続きをすることで、認定証の提示が不要になります。

※マイナンバーカードに保険証の利用登録をしていなくても、資格確認書の提示のみで、認定証は不要です。

＊「資格確認書」には、「保険証（有効期限が経過していないもの）」を含みます。

●何が変わるの？どんなメリットがあるの？

これまでは	◆医療機関・薬局の窓口での支払いを自己負担限度額までに軽減するためには、事前に申請し認定証の準備が必要でした。 ◆１年以上継続して必要な方は、市役所へ毎年８月に更新するための手続きが必要でした。
これからは	◆**認定証がなくても、「資格確認書」または「マイナ保険証」の提示で支払いを自己負担限度額までに軽減できますので、市役所での事前手続きが不要となります。**

●注意事項

・システムの準備ができていない医療機関等では、引き続き認定証が必要です。受診する医療機関等にご確認ください。

・**過去 12 ヶ月の入院日数が 90 日を超える住民税非課税世帯の方**で、入院時の食事代の減額をさらに受ける場合は、別途、**市役所に手続きが必要**です。

お問い合わせ先：庄原市 生活福祉部 保健医療課 国保年金係　TEL0824-73-1158
または 各支所 地域振興室 市民生活係

○自己負担限度額（月額：月初から月末まで）

◆７０歳未満の方の場合

所得区分		３回目まで	４回目から
ア	所得が 901 万円超の世帯	252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1%	140,100 円
イ	所得が 600 万円超～901 万円以下の世帯	167,400 円＋（医療費－558,000 円）×１%	93,000 円
ウ	所得が 210 万円超～600 万円以下の世帯	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×1%	44,400 円
エ	所得が 210 万円以下の世帯	57,600 円	44,400 円
オ	住民税非課税世帯	35,400 円	24,600 円

※「所得」とは、被保険者の「基礎控除後の所得」の合計。
※「住民税非課税世帯」とは、世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯。

◆７０歳以上の方の場合

所得区分		負担割合	外来のみ（個人単位）	外来＋入院（世帯単位）
現役並み所得者	Ⅲ（課税所得 690 万円以上）	３割	252,600 円＋（医療費－842,000 円）×1% ＊４回目から 140,100 円	
	Ⅱ（課税所得 380 万円以上）	３割	167,400 円＋（医療費－558,000 円）×1% ＊４回目から 93,000 円	
	Ⅰ（課税所得 145 万円以上）	３割	80,100 円＋（医療費－267,000 円）×１% ＊４回目から 44,400	
一般		２割	18,000 円	57,600 円 ＊４回目から 44,400 円
低所得Ⅱ		２割	8,000 円	24,600 円
低所得Ⅰ		２割	8,000 円	15,000 円

※「現役並み所得者」とは、同一世帯内に住民税課税所得が 145 万円以上の 70 歳以上 75 歳未満の国保被保険者がいる場合。
※「低所得Ⅱ」とは、世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税の世帯。
※「低所得Ⅰ」とは、世帯主と国保被保険者全員が住民税非課税で、各所得から必要経費・控除を差し引いた所得が０円になる世帯。

○入院時の食事代（標準負担額）

入院時の食事代は、次の表のとおり自己負担します。

◆入院したときの食事代の標準負担額（１食当たり）

一般（下記以外の方）	※指定難病患者の方、小児慢性特定疾病患者の方は 300 円		５１０円
住民税非課税世帯「オ」 低所得Ⅱ	過去 12 ヶ月の入院日数が	①90 日まで	２４０円
		②91 日以上	１９０円
低所得Ⅰ			１１０円

※②の減額を受ける場合は、市役所へ申請が必要です。

○「限度額適用認定証」等の交付申請手続き

オンライン資格確認システムの準備ができていない医療機関・薬局で窓口の支払いを高額療養費の自己負担限度額までにするためには、あらかじめ市役所に申請し、限度額認定証等の交付を受け、医療機関等の窓口に提示する必要があります。

【必要なもの】① マイナンバーカードまたは国民健康保険資格確認書
（または、令和６年 12 月１日以前に交付された有効な被保険者証）
② 窓口に来る方の本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカード等）
（代理の方でも申請できます）

【申 請 先】 庄原市役所 生活福祉部 保健医療課 国保年金係（電話 0824-73-1158）
または 各支所 地域振興室 市民生活係